

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第342会計隊長 有田 吉成
(公印省略)

第342会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	落札決定方式	契約書	適用する契約条項
134	自動車ガソリン1号(ドラム)	陸上自衛隊名寄駐屯地	令和8年8月31日	令和8年7月13日	令和8年7月27日 1700	令和8年7月28日 0900		総額	否	物品売買契約条項 談合等不正行為に関する特約条項 暴力団排除に関する特約条項

- 4 仕様書（内訳書）の交付場所、契約条項を示す場所、問合せ先及び提出先
〒096-8584
北海道名寄市字内淵84
陸上自衛隊名寄駐屯地 第342会計隊契約班事務室（担当：緑川）
TEL：01654-3-2137（内線304） FAX：01654-3-2139 （直 通） Mail：342Fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp
- 5 落札決定方法
落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税及び地方消費税の課税標準と一致しないものは除く。

見 積 書

件名リスト一連番号	134
-----------	-----

見積金額¥

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
自動車ガソリン1号(ドラム)	仕様書のとおり	LI	2,000		
	以下余白				
合 計					
納入（履行） 場 所	陸上自衛隊名寄駐屯地	納 期 (履行期限)	令和8年8月31日		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊名寄駐屯地

第342会計隊長 有田 吉成 殿

住 所
会 社 名
代表者名

※見積依頼ではございません

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第342会計隊 有田 吉成

(担当者)

[illegible]

防 衛 省 仕 様 書 改 正 票

D S P
K 2204E(2)

自動車ガソリン
(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

制定 昭和47年4月13日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、DSP
K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、DSP K 2204Eと
併用される。

1.4 a) を次のように改める。

a) 規格

JIS K 2202 自動車ガソリン
JIS K 2249-1 原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法
JIS K 2249-2 原油及び石油製品—密度の求め方—第2部:浮ひよう法
JIS K 2249-3 原油及び石油製品—密度の求め方—第3部:ピクノメータ法
JIS K 2249-4 原油及び石油製品—密度の求め方—第4部:密度・質量・容量換算表
NDS Z 0001 包装の総則

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4に
よって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものにつ
いては、社内試験成績書とする。
- b) 5.2 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規
定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書

自動車ガソリン

(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

D S P
K 2204E
制定 昭和 47. 4. 13
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
1号	9130-161-8672-5	バルク	J I S K 2202の1号のもの。
	9130-161-8673-5	ドラム	
2号	9130-299-0124-5	バルク	J I S K 2202の2号のもの。
	9130-299-0125-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

a) 1号は、J I S K 2202の1号による。

b) 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日

改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ
法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐
光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

2.
Z 1002F(2)

表 2 ― 品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条に基づいて、登録検査機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)」による。(以下、危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)という。)	危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)の規定による。
		落下強度		
		耐圧(水圧)性		
		積重ね強度		
製品の表示			—	2.7の規定による。
注 ²⁾ (一財)日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(一財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

防衛省仕様書

D S P

Z 1002F

制定 昭和44. 3. 15

改正 平成22. 12. 28

鋼製ドラム, 200L

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1 ー種類

種類	物品番号
1.2 mm	8110-162-2114-5
1.6 mm	8110-011-9953-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1.2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 1 塗料一般試験方法ー第5部:塗膜の機械的性質ー第1節:耐屈曲性(円筒形バンドレル法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 3 塗料一般試験方法ー第5部:塗膜の機械的性質ー第3節:耐おもり落下性

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 4 塗料一般試験方法ー第5部:塗膜の機械的性質ー第4節:引っかかり硬度(鉛筆法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 6 塗料一般試験方法ー第5部:塗膜の機械的性質ー第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 1 塗料一般試験方法ー第6部:塗膜の化学的性質ー第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 2 塗料一般試験方法ー第6部:塗膜の化学的性質ー第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 1 塗料一般試験方法ー第7部:塗膜の長期耐久性ー第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 7 塗料一般試験方法ー第7部:塗膜の長期耐久性ー第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5 6 5 1 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1 6 0 1 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1 6 0 4 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料については J I S K 5 5 7 2 の2種若しくは J I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色は N D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/₄(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μ m ～25 μ m とする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

3 品質保証

検査は、表2によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表2 品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	J I S Z 1 6 0 1 による。	J I S Z 1 6 0 1 の附属書 1（規定）による。
		落下強度		
		耐圧性		

表2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性 能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1(規定)による。
			—	2.7の規定による。

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	1
	調 達 要 求 番 号	6MH81AR6150
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年6月24日
	作 成 部 隊	名寄駐屯地業務隊補給科
	作 成 年 月 日	令和8年6月24日
品 名	自動車ガソリン 1号 (ドラム)	
仕 様 書 番 号	DSP K 2204E (2)	

指定事項：次について、仕様書を補足する。

4 出荷条件

4.1 容器

鋼製ドラム、200 L、1.6 mmとし、細部については、
DSP Z 1002Fによる。

4.2 表示

ドラム胴部の中央周囲に、次による標識線（帯線）を施する。

- a) 塗色 NDS Z 8201Eの色番号2104 [赤(1) 5R 4/13]
- b) 線の幅 50 mm, 線の本数 2本, 線の間隔 50 mm